

静岡市告示第567号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年6月16日

静岡市

上記代表者 静岡市長 難波 喬司



1 都市計画の種類及び名称

静岡都市計画地区計画 紺屋町・御幸町地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する計画図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡市役所都市局都市計画部都市計画課